

水資源保全推進事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	環境エネルギー部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ6 再生可能エネルギーによる産業振興と地域活性化、国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用						
	施策	施策2 国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用						
	目的	県土の7割を占める豊かな森林資源や湧水等の水資源など、県民にとって貴重な財産である自然環境を守りながら、地域の産業や暮らしに活かし、次世代につないでいく。						
	目標指標(R2)	自然公園利用者数	14,000千人					
	策定時の実績	11,255千人(H27)	現状	11,300千人(H28)	主要事業	安全で良好な生活環境の確保		
事業名	水資源保全推進事業費			担当課・担当	環境企画課 企画調整担当			
事業開始年度	平成25年度			事業終了(予定)年度				
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	県民及び事業者の生活及び経済活動に欠くことのできない水資源が本県の豊かな森林等の自然環境に支えられていることに鑑み、山形県水資源保全条例(平成25年3月制定)に基づき、森林等の水源を涵養する機能を維持するための取組み等により、水資源を良好な状態で将来の世代に継承していく。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	(1) 水資源保全地域の指定 ・水資源保全地域の指定調整 ・市町村担当課長会議の開催 (2) 水資源保全地域の届出制度の運用 事前届出の受理・審査事務に係る現地確認等							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由： 県条例に基づき、関係市町村等とも連携しながら適切に対応する必要があるため。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	地域指定等	564	533					
	制度運用	460	460					
	計	1,024	993	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金							
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	1,024	993					
	計	1,024	993	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	水資源保全地域の指定地域数(累計)	活動実績	地域	24	28			
		当初見込み	地域	23	24	25	26	27
		活動実績	地域					
		当初見込み	地域					
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	条例に基づく公表又は過料の件数 (制度の周知や指導により、水資源の保全に著しい影響を与える開発行為を抑制する)	成果実績	件	0	0			
		目標値	件	0	0	0	0	0
		達成度		—	—			
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

<ニーズ>山形県は県土の約72%が森林におおわれ、ブナの天然林が日本一であるなど、豊かな自然に支えられた水資源が豊富に存在する一方、外国資本等による森林の買収や岩石採取などの開発行為による森林の荒廃や良好な水資源への影響が懸念されている。  
 <必要性>山形県の豊かな自然とこれに支えられる水資源を守り、将来の世代に継承していくため、水資源保全地域を指定し、必要な措置を講じていく必要がある。  
 <目標設定>市町村が希望する地域の指定はほぼ完了しているが、更なる指定地域の拡大と制度の適切な運用を目指し設定。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	・山形県は、豊かな自然に支えられた水資源が豊富に存在する一方、外国資本等による森林の買収や岩石採取などの開発行為による森林の荒廃や良好な水資源への影響が懸念されており、優先度が高い。 ・市町村の意向に沿って水資源保全地域を指定する必要があることから、目標水準は妥当である。 ・本事業の実施により、水資源保全地域における土地取引や開発行為を事前に把握し、必要な措置や対応を早期に行うことができる。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	・市町村との調整を密に実施し、平成30年度は新たに4地域を指定した。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割分担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	県条例に基づき、知事が水資源保全地域を指定し、土地取引や開発行為に係る事前届出の義務を課すものである。
今後の改善点等	市町村や住民に対し、制度の周知を行い、更なる指定地域の拡大と適切な運用を行う。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- : 該当しない